

USPTO、三段トラック構想に関する修正案を公表(パブコメ募集)
ートラック I (優先的審査)のみの先行導入を計画ー

2011年2月4日
JETRO NY 中槇、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、本日付フェデラル・レジスター(官報)¹において、昨年発表した特許審査の着手時期(タイミング)に関する、いわゆる三段トラック構想に関し²、優先的(早期)審査(prioritized examination)に係る「トラック I」の修正案を公表し、本案に関するパブリックコメントの募集を開始した。

三段トラック構想(原案)は、米国を第一国とする特許出願に関し³、通常審査(トラック II)に加え、①手数料を支払うことを条件にした優先的審査(トラック I)、及び②最大30ヶ月の間、審査開始を繰延可能な遅延審査(トラック III)を創設し、出願人に審査着手時期についての選択肢を与えるもの。

今般の発表は、三段トラック構想のうち、トラック I のみに係る修正案であるが、同官報及び同官報発表直前にUSPTOによって行われた事前プレスリリースによれば⁴、同構想に関して提出されたパブリックコメント及びUSPTOが昨年開催したパブリックミーティングでの意見を検討したところ、トラック I については導入を支持する意見が圧倒的であったことから、当該トラック I のみの早期実施を図るべく、今般の発表に至ったとのことである。

今般の提案の概要は以下のとおり。三段トラック構想の原案で問題視されていた、米国を第二国とする外国出願の扱いに係る不利益な規定は、今回の修正案では提案しないとしている⁵。

パブリックコメントの提出期限は3月7日であり、トラック III に関する修正案も検討中とのこと。

¹ [2月4日付官報\(PDF\)](#)

² [100604【米国IP情報】USPTO、審査着手時期の三段トラック構想を提案\(パブコメ募集\)\(PDF\)](#) 参照

³ 今般の発表では、当該米国第一国出願要件は削除されている。

⁴ [2月2日付USPTOプレスリリース](#)

⁵ 米国を第二国出願とする外国出願は、第一国の官庁によるサーチレポート(該当する場合)、最初の通知(FA)及びそれに対する出願人の応答の写しを受領するまで USPTO は審査を開始しないとする提案。当該出願は、この要件を満たさないと、トラック I の請求ができないとしていた。脚注 1 参照。

【トラック I : 優先的(早期)審査(prioritized examination)の概要・要件】

- 特許出願時にのみ申請可能。
- 必要な手数料(申請料、処理手数料、公開手数料⁶)の支払いを条件とする。
- 申請料は\$4,000を予定⁷。議会による法的措置が行われた場合には、小規模事業者(small entity)に対して50%の減額も可能となる(その場合の申請料は\$4,800を予定)。
- 優先的審査の資格を得たものは、最終処分が行われるまで、特別な審査待ちの棚(スペシャル・ドケット)に置かれ、原則として優先的審査の資格を得た日から最終処分までに要する期間を12ヶ月以内とする。
- 対象となる特許出願は、規則改正が施行された日以後に出願されたもの(継続出願も含む。意匠特許出願は対象外)。
- 電子出願(EFS-Web)されたものに限られる。
- 独立請求項は4つまで、全体の請求項で30までの出願に限定する。
- 優先的審査においても応答期間の延長申請は可能であるが、かかる申請に伴って優先的審査の資格を失う。
- 導入1年目は、年間の申請受付件数を1万件に限定する。
- 原案に示されていた優先的審査及び既存の審査促進プログラムにより早期審査の資格を得たものを全て一つの審査待ちの列に置くとした提案は取り下げる。
- 同じく、原案では検討中としていた優先的審査の資格を得た特許出願への早期公開の義務化は提案しない⁸。

(了)

⁶ 要件を満たす場合には、通常どおり非公開請求も可能。

⁷ 当該手数料は、トラック I の処理に必要な新規審査官の採用その他の必要なリソースを確保するために必要なコストをカバーするためのものであり、トラック I 採用による通常審査の遅延などの影響は与えないとしている。

⁸ 出願人による通常の早期公開請求は可能。